

横浜市

川づくりコーディネーターの登録等に関する手引き

令和2年4月

横浜市道路局河川企画課

～はじめに～

横浜市では、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を図るために、「アユが遡上する街、ヨコハマ」を推進しています。この取組は市民の方々と共に考え、実施し、モニタリングするなど、市民協働による推進を考えています。推進にあたっては、河川の計画や環境、利用について専門的な知識・経験を持ち、川づくりに関心のある市民の方々と横浜市との間を取り持つコーディネーターの力が必要です。

そのため、川づくりを推進していくためのアドバイザーを登録・派遣する「川づくりコーディネーター制度（以下、コーディネーター制度と記載）」を開始します。

1 目的

市民・団体等と横浜市との間を取り持ち、川づくりについて専門的な立場でアドバイスすることで、魚類の生息環境の改善、河川の利活用の促進を図ることを目的とします。

2 コーディネーターの活動内容

市民や横浜市からの相談に応じ、以下の役割を担います。

コーディネーターは、市民協働による川づくりを推進するために、市民等との話し合いの場の設定や、関係機関との協力や支援の促進に努めるとともに、それぞれ以下の役割を担うこととします。

- ファシリテーター：川づくりにあたって実施する川づくり会議の企画、運営、議事進行
- 河川利用技術者：川遊び企画の提示や河川利用手続きへのアドバイス
- 河川環境技術者：自然観察会の講師や環境への配慮事項の解説
- 河川土木技術者：川づくりの計画、設計、施工へのアドバイス

3 募集する人材

コーディネーターとして登録できる人は、次に掲げる要件を全て満たすこととします。

- コーディネーター制度の主旨を理解し、その目的に賛同する人
- 専門的技術・経験をもとに公平・公正な立場でアドバイスを行うことで、治水と環境のバランスに配慮した川づくりに協力できる人
- 河川管理者や河川に関心のある市民・河川愛護団体等との円滑なコミュニケーションを図り、魚類の生息環境の改善や河川の利活用の促進に取り組める人
- 表1に示す役割に応じた経験、能力を有する人
- コーディネーターとして活動する際に必要なPCスキル（E-メールでのやりとり、ワード、エクセルでの資料作成など）を有する人

表 1 コーディネーターの役割と必要とする経験・能力等

役割	必要とする経験・能力等	選定の際に参考とする資格等
ファシリテーター	<ul style="list-style-type: none"> 河川事業、河川利用、河川環境についての広範な知識を有すること 河川事業や河川利用について市民等との合意形成を図った経験を有すること。 	
河川利用技術者	<ul style="list-style-type: none"> 河川占有、かわまちづくり等の手続き、関連する法令、河川の多様な利活用方法など、河川の利用について市民等へアドバイスできる十分な知識があること 河川行政担当者として、または専門的な立場で河川利用の手続き、イベントの企画運営などを行った実績があること 	<ul style="list-style-type: none"> RAC 有資格者 プロジェクトワイルド プロジェクト WET
河川環境技術者	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境や動植物とその相互の関係、自然環境調査手法等について市民等へアドバイスできる十分な知識があること 生物調査・研究の実績や自然観察会、住民説明会等で環境についての解説、案内等を行った経験を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 環境カウンセラー 生物分類技能検定 プロジェクトワイルド プロジェクト WET
河川土木技術者	<ul style="list-style-type: none"> 河川計画、河川構造物について市民等へアドバイスできる十分な知識があること 多自然川づくりや魚道についての計画、設計、施工管理等の実績を有すること 住民説明会等で、解説や講演等を行った実績を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 博士（工学）

4 活動場所

横浜市が管理又は施工・維持する河川（河川法が適用又は準用される河川に限る。）とします。

5 登録に係る費用

登録にあたり登録費は必要ありません。ただし、応募、面接等に必要な通信費や交通費等は応募者で負担をお願いします。

6 登録までの流れ

コーディネーターの登録までの流れは、図1に示すとおりです。

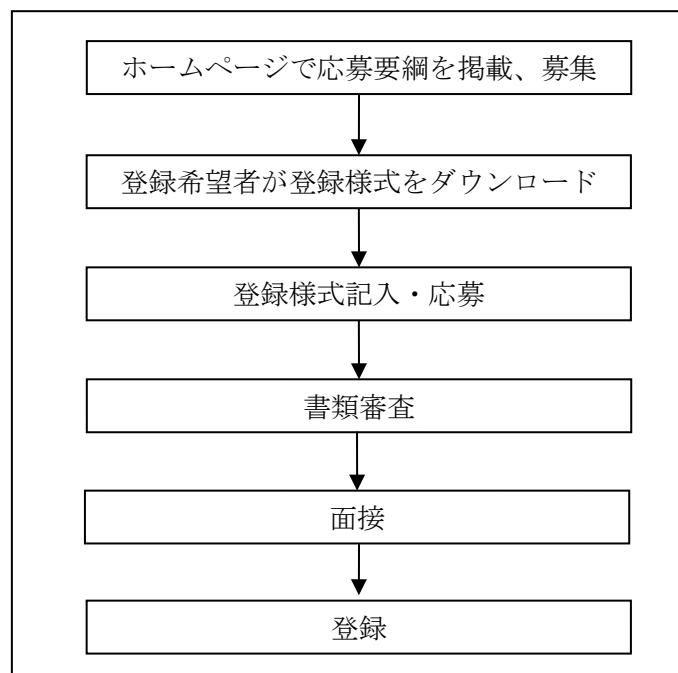


図1 コーディネーター募集・登録の流れ

(1) 登録様式の記入・応募

コーディネーターへの登録を希望する場合は、登録申請書（様式第1号-1）、登録シート①・登録シート②（様式第1号-2）へ記入後、メールにて応募をお願いします。

○ 登録様式の送付先

Eメールの場合：do-ayu@city.yokohama.jp

(2) 書類審査

応募内容について、選考基準に従って、経験の有無等を審査します。書類審査を通過した方には面接の日時を連絡します。

(3) 面接

必要な資格・経験・能力等や派遣にあたっての条件などについて対面にて確認します。

面接の結果については、川づくりコーディネーター登録決定通知書（様式第2号-1）または、川づくりコーディネーター登録不決定通知書（様式第2号-2）を郵送にて通知します。

○ 面接の場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10（22F）

横浜市道路局河川部河川企画課

○ 選考委員及び選考

書類審査及び面接は表 2 に示す選考委員が実施します。選考は「3 募集する人材」で挙げた事項について審査を行います。

表 2 選考委員

委員長	道路局 河川部長
委員	道路局 河川部 河川企画課長
	道路局 河川部 河川企画課 担当係長

(4) 登録

面接の結果、川づくりコーディネーター登録決定通知書（様式第 2 号-1）による通知を行ったときは、当該者を「川づくりコーディネーターリスト」に登録します。川づくりコーディネーターリストは、登録シート①・登録シート②（様式第 1 号-2）とともに、本事業所管課で一般の閲覧に供するとともに、本市ホームページにより公表します。

ア 登録期間

登録の有効期間は、登録日から 3 年後の日が属する年度の末日までとします。（なお、本制度は必要に応じて登録されたコーディネーターを派遣するものであり、登録期間中の派遣を確約するものではありません。）

イ 登録内容の変更

登録申請書、登録シートの内容に変更が生じた場合には、速やかに川づくりコーディネーター登録内容変更届（様式第 3 号-1）を提出することとします。

ウ 登録の抹消

次の場合、コーディネーターの登録を抹消することがあります。

- コーディネーターがこの要綱に定める事項に違反したとき、コーディネーター等として不適切な行為を行ったとき
- コーディネーターから登録の抹消について申し出があったとき

7 コーディネーター派遣の流れ

登録後、コーディネーターを派遣する際の流れは図 2 に示すとおりです。

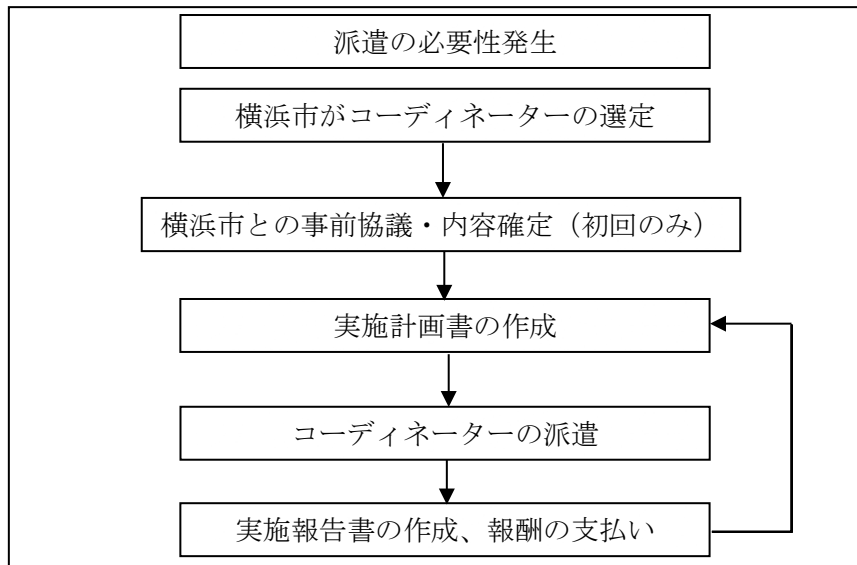


図 2 コーディネーター派遣の流れ

(1) コーディネーターの選定

コーディネーターの派遣が必要と判断した場合、登録情報から適切と考えられるコーディネーターを横浜市で選定します。

(2) 横浜市との事前協議・内容確定（初回のみ）

対象とする河川や依頼したい内容の概要、具体的な進め方（年間の実施計画、実施内容、派遣回数等）について横浜市と協議を行います。派遣日については、横浜市で日程調整を行い、決定します。

(3) 実施計画書の作成

派遣前に、実施計画書（様式第4号-1）の提出をお願いします。なお、2回目以降の継続した派遣についても、1回の派遣につき、派遣前に、実施計画書（様式第4号-1）の提出をお願いします。

(4) コーディネーターの派遣

協議内容、実施計画書に基づき、コーディネーターとしての活動をお願いします。

(5) 実施報告書の作成、報酬の支払い

派遣先での活動後、実施報告書（様式第4号-2）の提出をお願いします。確認後、報酬の支払いを行います。

報酬については、地域への1回の派遣に対して支払うものとし、1回の派遣には派遣前協議、実施計画書の提出、派遣先での活動、実施報告書の提出、交通費を含むものとします。

8 個人情報の取り扱い

登録にあたって収集した個人情報は、コーディネーター制度の登録、派遣、市内での川づく

りに関する情報の送信に利用するものとし、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき取り扱います。

9 問い合わせ先

横浜市道路局河川部河川企画課 企画担当

Eメールの場合：do-ayu@city.yokohama.jp

電話の場合 : 045-671-4215